

福岡県公報

平成26年6月6日
第3600号

目次

告示(第507号-第529号)

○産業廃棄物処理施設の設置許可の申請	(廃棄物対策課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	8
○平成26年度定期自動車税収納事務の委託	(税務課)	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10

○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	11
○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	16
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	16
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	17
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	18
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	18
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	18
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	19
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	20
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	20
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	21
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	22
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	22
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	23
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	23
○土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可	(農村森林整備課)	23
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	23
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	24
選挙管理委員会		
○政治資金規正法第17条第2項の適用について	(市町村支援課)	24
公安委員会		
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	25
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	28

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) ……29
- 正 誤**
- 政治団体の平成24年分収支報告書の要旨の一部訂正 (平成26年福岡県選挙管理委員会告示第52号) (市町村支援課) ……31
- 政治団体の平成24年分収支報告書の要旨の一部訂正 (平成26年福岡県選挙管理委員会告示第53号) (市町村支援課) ……34
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (平成26年4月福岡県告示第391号) 中正誤 (農山漁村振興課) ……35
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (平成26年4月福岡県告示第404号) 中正誤 (農山漁村振興課) ……35

告 示

福岡県告示第507号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第2項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、当該施設の設置許可の申請書及び同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定に基づき当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成26年6月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名
福岡エコクリーン株式会社
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
代表取締役 寺本 宗二
- 2 施設の設置の場所
福岡県直方市大字中泉1298番1外21筆

- 3 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第7条第14号ハに規定する最終処分場(管理型最終処分場)
- 4 施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を含む。)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、令第2条第13号に規定する廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上14品目
- 5 申請年月日
平成24年2月29日
- 6 縦覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
- 7 縦覧の期間及び時間
告示の日から平成26年7月7日まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
午前9時から午後5時まで
- 8 意見書の提出期限、提出先等
 - (1) 提出期限
平成26年7月22日
郵送による場合は、平成26年7月22日までの消印のあるものに限り有効とする。
 - (2) 提出先
〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課
 - (3) 意見書記載事項
 - ア 意見書を提出する者の住所及び氏名
 - イ 施設の種類及び設置の場所
 - ウ 利害関係の内容
 - エ 生活環境の保全上の見地からの意見

福岡県告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市千手字山ノ神67、68、74、81、91、95、99、100、102、104の1、115の1、115の2、字一丁五反520の1、字ヒラサコ551、668、673の1、673の2、678、701、字五本松984、993の1、999の3、1002、1026、字梅ヶ葉山1042の1、1042の2、1042の11、1043の1、1043の2、1044、1045の3、1052、1053、1069、1075の1、1078、1079の1、1090の1、字水上1131の1、1162、1164、1166の1、字六郎町1525の1、1531の2、1539、字大谷2749の3、2749の6、2749の7、2806、2830の1、2833、字別所2870の5、2877、2880の1、2892、2896の2、2896の5、2940、字石原谷2955、2984、2986、2987、2992、3023の10、3023の11、3031の7、字古ヤシキ3055、3084、3151、3152、字シモノサコ3163、字マナコ3241の2、字大原3339の4、字ナカノ3346の4、3346の8、3346の9、3349、3434、3435の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第509号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市上臼井字城ノ辻2174の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第510号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市泉河内字ハギノトヲ1541、1517の7（次の図に示す部分に限る。）、字高畑1641、1642の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハギノトラ1517の7、1541（次の図に示す部分に限る。）、字高畑1642の1、1641（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
田川郡香春町大字香春字宮山732の1、字宮ノ上1315の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ上1315の1、字宮山732の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第512号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字呼野字白石411から413まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字東山601の24（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農

農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第513号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字阿志岐1の124、1の126、1の315から1の317まで、1の324から1の333まで、1の336から1の339まで、1の350、1の351、1の340・1の419・1295・1304・1305（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1の340、1の419、1295、1304、1305、1の315・1の316・1の326から1の331まで・1の336から1の339まで・1の350・1の351（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第514号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字天山1の1、1の5、258の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

258の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第515号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡福智町弁城41・47・48（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第516号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市泉河内字カワソコ1934の36・1951（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第517号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字採銅所字オケ坂222の1・239・240の1・242の1・242の2・245から247まで・2951の15（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第518号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市江川字蕨原1679の1、字伏ノ元1680の4、字カウシキ2007の33
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第519号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字左手8146の1（次の図に示す部分に限る。）、字古賀倉8157の1、字ウツキ8260の1、8260の3
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ウツキ8260の1・8260の3・字古賀倉8157の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字左手8146の1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第520号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市星野村字小井手18566の1、18567の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小井手18566の1・18567の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第521号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林子定森林の所在場所

八女市上陽町久木原字倉園2452、2453

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉園2453（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年12月福

岡県告示第2124号筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

筑後市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道

3 事業施行期間

平成10年10月23日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

平成24年福岡県告示第2124号の事業地に次の区域を加える。

筑後市 大字長浜 字南田代、字上鳥越、字下鳥越、字三反田、
字五反田、字三町野の各字の一部

大字新溝 字下柳の一部

平成24年福岡県告示第2124号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

筑後市 大字長浜 字田代、字裏鳥越、字裏田、

字南下町口、字上八ノ久保、字鳥芋田、

字笹原の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第523号

平成26年度定期自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する税目

平成26年度定期自動車税

2 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名称	住所	委託内容
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	自動車税収納事務に付随する情報通信役務の提供
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上

3 委託した日

平成26年4月21日

4 収納取扱期間

平成26年4月21日から平成27年3月31日まで

福岡県告示第524号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 杷木白木

2 区域の所在地 朝倉市杷木白木字松本、字宮ノ前

3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から16号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と16号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木白木字松本	177番3	1号及び2号
	175番1	3号から5号まで
	171番	6号及び9号から12号まで
	164番1	7号及び8号
朝倉市杷木白木字宮ノ前	172番	13号及び14号
	839番3	15号
	840番	16号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木白木字松本	164番1	1号から3号まで
	175番1	4号
	196番	5号
	159番	6号
	163番1	7号

福岡県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 志 原 線	前	糸島市志摩師吉4番18先 から 糸島市前原北二丁目1742 番6先まで	8.6 ～ 42.0	757.3
			前	糸島市志摩師吉4番18先 から 糸島市前原北二丁目1742 番6先まで	10.4 ～ 42.0	1383.0
			後	糸島市志摩師吉4番18先 から 糸島市前原北二丁目1742 番6先まで	8.6 ～ 42.0	757.3
			後	糸島市志摩師吉4番18先 から 糸島市前原北二丁目1742 番6先まで	9.2 ～ 42.0	1383.0

福岡県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年6月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	福 岡 志 原 線	糸島市新田885番2先から 糸島市新田667番先まで

福岡県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 太宰府 線	前	糟屋郡志免町志免東3丁 目413番先から 糟屋郡志免町田富3丁目 367番1先まで	13.0 ～ 22.4	328.4
			後	糟屋郡志免町志免東3丁 目413番先から 糟屋郡志免町田富3丁目 367番1先まで	12.3 ～ 22.4	328.4

福岡県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
--------------	------------	-----	------------	-----	---------------	---------------	----

田川	県道	猪国 豊前栴 田 停車場 線	前	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 37.8	84.6	うち県道 田川桑野 線重用 延長84.6 メートル
			前	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 24.8	120.0	うち県道 田川桑野 線重用延 長120.0 メートル
			後	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 37.8	84.6	うち県道 田川桑野 線重用 延長84.6 メートル
			後	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 42.3	151.1	うち県道 田川桑野 線重用延 長151.1 メートル

福岡県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	-----------	-----	-----------	--------	------------------	------------------

田川	県道	田川 桑野 線	前	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	7.6 ～ 37.8	122.0
			前	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	9.0 ～ 34.0	98.0
			後	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	7.6 ～ 37.8	122.0
			後	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	9.0 ～ 42.3	151.1

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年6月20日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し承認を受けた者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年9月1日から平成32年8月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成25年1月福岡県告示第117号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成26年7月10日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
13	08	リース・レンタル	A A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成26年7月2日（水曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）
 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）
 F A X 番号 092-643-3884

6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。

7 入札説明書の交付
 平成26年6月6日（金曜日）から平成26年6月23日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
 5の部局とする。
- (2) 提出期限
 平成26年7月10日（木曜日）午後4時00分
- (3) 提出方法
 持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県庁地下1階 行政12号会議室
- (2) 日時
 平成26年7月11日（金曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
 見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金
 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of network device for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender:
4 : 00 P M on July 10, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Fukuoka Prefectural Office
7-7 ,Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, JAPAN
TEL 092-643-3880

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字新代字松田1625番1及び1625番4から1625番30まで並びに大字日吉字楢之元132番2から132番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八女郡広川町大字新代2170番1
三和住宅 代表 樋口 昭利

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人すいふよう
- (2) 代表者の氏名
右田 義子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県春日市白水池2丁目73番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、社会性のある生活のため地域住民と共に高齢者の生活向上を支援する事業を行い、高齢者福祉の増進や市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

公告

宮ノ陣第二土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
権藤 光徳	久留米市宮ノ陣町大杜1480番地
中隈 久幸	久留米市宮ノ陣町若松642番地
赤司 一嘉	久留米市宮ノ陣町大杜1342番地1
赤司 和弘	久留米市宮ノ陣町大杜1267番地
権藤 秀征	久留米市宮ノ陣町大杜1547番地1

2 退任監事

氏名	住所
草場 勝實	久留米市宮ノ陣町大杜223番地
赤司美代子	久留米市宮ノ陣町大杜1439番地1

3 就任理事

氏名	住所
緒方 英司	久留米市宮ノ陣町大杜1498番地2
中隈 輝彦	久留米市宮ノ陣町若松643番地
赤司 一嘉	久留米市宮ノ陣町大杜1342番地1
赤司 初男	久留米市宮ノ陣町大杜1239番地3
権藤 光徳	久留米市宮ノ陣町大杜1480番地

4 就任監事

氏名	住所
草場 勝實	久留米市宮ノ陣町大杜223番地
赤司 和弘	久留米市宮ノ陣町大杜1267番地

公告

元永土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
則松 定市	行橋市大字津留788番地
中江 廣昭	行橋市大字高瀬93番地6
西頭 由知	行橋市大字真菰1846番地3
宮崎 雅晴	行橋市大字真菰1967番地
村上 正直	行橋市大字津留181番地
國永 義文	行橋市大字津留82番地2
中江 敏夫	行橋市大字津留160番地1

川口 陸夫	行橋市大字元永176番地
西頭 一夫	行橋市大字元永649番地
岡村 孝文	行橋市大字真菰1944番地 2
宮崎 一之	行橋市大字元永691番地 3
金澤 槌男	行橋市大字馬場282番地
中村 正治	行橋市大字馬場232番地
七楽 康弘	行橋市大字馬場255番地 1
中村 好美	行橋市大字馬場201番地
刀禰 三郎	行橋市大字高瀬296番地 1
坪禰 宏昭	行橋市大字高瀬425番地 1
城戸 良隆	行橋市大字辻垣522番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
角田 義彦	行橋市大字元永571番地
吉松 勇	行橋市大字津留806番地 2
廣門 常生	行橋市大字辻垣264番地 1
平原 新治	行橋市大字馬場491番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
則松 定市	行橋市大字津留788番地
中江 廣昭	行橋市大字高瀬93番地 6
西頭 由知	行橋市大字真菰1846番地 3
村上 正直	行橋市大字津留181番地
中江 敏夫	行橋市大字津留160番地 1
宮崎 一之	行橋市大字元永691番地 3
西頭 一夫	行橋市大字元永649番地
岡村 孝文	行橋市大字真菰1944番地 2
金澤 槌男	行橋市大字馬場282番地
中村 正治	行橋市大字馬場232番地

七楽 康弘	行橋市大字馬場255番地 1
中村 好美	行橋市大字馬場201番地
刀禰 三郎	行橋市大字高瀬296番地 1
坪禰 宏昭	行橋市大字高瀬425番地 1
城戸 隆良	行橋市大字辻垣522番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
角田 義彦	行橋市大字元永571番地
吉松 勇	行橋市大字津留806番地 2
廣門 常生	行橋市大字辻垣264番地 1
平原 新治	行橋市大字馬場491番地 1

公告

合河西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
諫山 良樹	豊前市大字下河内961番地 1
田仲 武	豊前市大字天和151番地
田中 数義	豊前市大字天和219番地 1
吉田 大助	豊前市大字下河内260番地
古野 正巳	豊前市大字下河内491番地
枇杷田耕作	豊前市大字下河内1515番地
丸岡 俊英	豊前市大字下河内1493番地 1
永末 見二	豊前市大字下河内1605番地
松本 亘弘	豊前市大字下河内2192番地
初山 勝	豊前市大字山内331番地

2 退任監事

氏名	住所
中嶋 正俊	豊前市大字下河内1838番地
吉高 捷	豊前市大字下河内1997番地 1

3 就任理事

氏名	住所
古野 正巳	豊前市大字下河内491番地
田仲 武	豊前市大字天和151番地
田中 数義	豊前市大字天和219番地 1
吉田 大助	豊前市大字下河内260番地
海出 洋一	豊前市大字下河内1066番地 1
枇杷田耕作	豊前市大字下河内1515番地
丸岡 俊英	豊前市大字下河内1493番地 1
永末 見二	豊前市大字下河内1605番地
松本 亘弘	豊前市大字下河内2192番地
初山 吉治	豊前市大字山内336番地 1

4 就任監事

氏名	住所
中嶋 正俊	豊前市大字下河内1838番地
吉高 捷	豊前市大字下河内1997番地 1

公告

角田中部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
奥 隆	豊前市大字畠中202番地 1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称

普通乗用車・軽乗用車賃貸借単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年3月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社トヨタレンタリース福岡

(2) 住所

福岡市博多区東光寺町1丁目1番1号

5 落札金額（1台あたり）

普通乗用車賃貸借料（1000～1300cc） 2,160円

普通乗用車賃貸借料（1500cc） 2,808円

軽乗用車賃貸借 1,944円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成26年2月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称
男性警察官用冬服上衣ほか単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年5月8日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社博多大丸
 - (2) 住所
福岡市中央区天神1丁目4番1号
- 5 落札金額（1着あたり）

男性警察官用冬服上衣	19,926円
男性警察官用冬活動服	19,224円
男性警察官用冬服ズボン	10,778.4円
女性警察官用冬服上衣	21,546円
女性警察官用冬活動服	21,384円
女性警察官用冬スカート	8,856円
女性警察官用冬服ズボン	11,340円
女性警察官用冬ベスト	9,936円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
平成26年3月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称
男性警察官用合服上衣ほか単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年5月8日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
音伍繊維工業株式会社
 - (2) 住所
福岡市東区多の津4丁目6番18号
- 5 落札金額（1着あたり）

男性警察官用合服上衣	18,986.4円
男性警察官用合活動服	18,360円
男性警察官用合服ズボン	10,368円
女性警察官用合服上衣	20,412円
女性警察官用合活動服	20,412円
女性警察官用合スカート	8,640円
女性警察官用合服ズボン	10,800円
女性警察官用合ベスト	9,504円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告

平成26年3月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称

男性警察官用夏服上衣ほか単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年5月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社博多大丸

(2) 住所

福岡市中央区天神1丁目4番1号

5 落札金額（1着あたり）

男性警察官用夏服上衣（長袖） 7,722円

男性警察官用夏服上衣（半袖） 7,311.6円

女性警察官用夏服上衣（長袖） 7,722円

女性警察官用夏服上衣（半袖） 7,311.6円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成26年3月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称

車両用四輪タイヤ単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年3月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社栄城興業所

(2) 住所

福岡市博多区半道橋2丁目1番40号

5 落札金額（1本あたり）

車両用四輪タイヤ（145/80R12） 2,916円

車両用四輪タイヤ（145R10-6P） 3,456円

車両用四輪タイヤ（145R12-6P） 2,700円

車両用四輪タイヤ（155/80R13） 4,104円

車両用四輪タイヤ（165/60R14） 5,940円

車両用四輪タイヤ（165/65R14） 5,400円

車両用四輪タイヤ（165/70SR14） 4,860円

車両用四輪タイヤ（175/65R15） 5,832円

車両用四輪タイヤ (175/65SR14)	6,912円
車両用四輪タイヤ (175/70SR13)	4,320円
車両用四輪タイヤ (175/70SR14)	5,400円
車両用四輪タイヤ (185/65SR14)	6,264円
車両用四輪タイヤ (185/65SR15)	6,588円
車両用四輪タイヤ (185/70SR14)	5,940円
車両用四輪タイヤ (185/80R14)	8,208円
車両用四輪タイヤ (185R14-6P)	7,884円
車両用四輪タイヤ (185R14-8P)	8,208円
車両用四輪タイヤ (195/60HR15)	8,208円
車両用四輪タイヤ (195/65HR15)	6,480円
車両用四輪タイヤ (195/70HR14)	7,560円
車両用四輪タイヤ (195/70R15106/104L)	10,260円
車両用四輪タイヤ (195/80R15103/101L)	9,504円
車両用四輪タイヤ (195/80R15107/105L)	9,504円
車両用四輪タイヤ (205/55VR16)	9,720円
車両用四輪タイヤ (205/60R16)	8,640円
車両用四輪タイヤ (205/65HR15)	8,640円
車両用四輪タイヤ (205/65HR16)	9,072円
車両用四輪タイヤ (205/70HR15)	9,072円
車両用四輪タイヤ (215/45R17)	11,880円
車両用四輪タイヤ (215/55R17)	9,720円
車両用四輪タイヤ (215/60HR16)	8,100円
車両用四輪タイヤ (215/60R17)	12,204円
車両用四輪タイヤ (215/65HR15)	11,880円
車両用四輪タイヤ (215/65HR16)	11,340円
車両用四輪タイヤ (225/50R17)	12,204円
車両用四輪タイヤ (225/55R17)	11,340円
車両用四輪タイヤ (235/45R18)	17,280円

車両用四輪タイヤ (245/70R19.5136/134J) 25,920円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成26年2月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称

トヨタ車両用純正部品単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年3月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社東亜商会

(2) 住所

福岡市中央区警固1丁目8番7号

5 落札掛率

トヨタ純正部品価格表(最新版)に掲載されるメーカー希望小売価格に対して、86%の歩掛率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の率を乗じた額。ただし、下記に掲げる部品については、71%の歩掛率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の率を乗じた額。

ブレーキパッド、ファンベルト、エアコンベルト、パワステベルト、エアエレメント、オイルエレメント、オイルシール

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成26年2月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年3月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

増田石油株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大手門3丁目4番5号

5 落札金額（1㊦あたり）

ガソリン（JIS2号レギュラー） 146.07円

軽油（JIS1号） 129.18円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成26年2月14日

公告

落札者の公示について、次のとおり公示します。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称

IC免許証作成システム消耗品単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年3月28日

4 契約の相手方の氏名及び所在地

(1) 氏名

株式会社DNPアイディーシステム

(2) 住所

東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 落札金額

IC免許証作成システム消耗品 1枚につき 637.2円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年2月14日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地域生活サポート久留米

(2) 代表者の氏名

戸田 正則

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市津福今町499番地25

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者及びその他の地域住民に対して、地域で生活していく上で必要な、個人の尊厳の保持と自立に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年5月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人遠賀川の水辺環境を考える会

(2) 代表者の氏名

井上 和洋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市日吉町10番36号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、遠賀川流域周辺地域社会に対して、水辺環境保全あるいは再生に関する活動の普及啓発事業を行い、水辺の環境向上について具体的提案ができる知識と行動力を伴う子どもたちを育むことと、遠賀川周辺地域のまちづくりのために寄与することを目的とする。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	維持管理事業	平成26年5月27日

公告

解散した清算法人豊前市森田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
上野 英一	豊前市大字四郎丸714番地
杉永 勝	豊前市大字四郎丸234番地1
高野 基信	豊前市大字四郎丸309番地
田中 武生	豊前市大字四郎丸27番地2
中嶋 一郎	豊前市大字四郎丸190番地6
加來 洋二	豊前市大字四郎丸542番地
安部 修治	豊前市大字四郎丸534番地
渡邊 善彦	豊前市大字四郎丸623番地1
湯越壽美子	豊前市大字四郎丸649番地
水永 孝司	豊前市大字八屋209番地2
中本 政寛	豊前市大字四郎丸657番地2
藤岡 修	豊前市大字四郎丸617番地5

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市大字青柳491番2、491番7から491番11まで、1061番4の一部、1061番5、1063番1、1063番2の一部、1063番3の一部、1063番4から1063番6まで、1065番2の一部、1065番3から1065番11まで、1066番1、1066番3から1066番8まで、1067番

(政党以外のその他の政治団体)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
天野かくたか後援会	天野嘉久孝	天野真美子	大野城市上大利3-9-13
荒川徹後援会	配川 寿好	浜田 良枝	北九州市戸畑区天籟寺1-1-15
維新飛幡伊藤真二後援会	伊藤 真二	高橋 正雄	北九州市戸畑区牧山1-1-28
一尾やすし後援会	白石 雄三	井上 進一	直方市知古1丁目6-9 サンライズビル1F

1から1067番37まで、1075番1から1075番16まで、1084番1から1084番27まで、1092番、1094番1から1094番7まで、1101番1、1101番3から1101番5まで、1104番3、1105番3、1105番4、1109番1、1109番3から1109番5まで、1110番1、1110番3から1110番8まで、1111番1、1111番3から1111番5まで、1112番1、1112番3から1112番10まで、1115番4、1124番1、1124番6、1124番7、1134番1、1134番8から1134番19まで、1144番1、1144番5から1144番75まで、1145番1、1145番4、1158番1、1158番2、1187番1から1187番14まで、1220番1から1220番7まで、1230番1、1230番4、1230番5、1239番1、1239番3から1239番7まで、1303番1、1303番3から1303番6まで、4007番4の一部、4016番の一部、4018番4及び4018番16から4018番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟市中央区一番堀通町3番地10

株式会社 福田組

代表取締役社長 太田 豊彦

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第61号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年6月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

内海猛年後援会	永井 輝	富永 秋則	遠賀郡芦屋町花美坂3-9
江口よしあき後援会	江口 善明	江口由美子	久留米市荒木町荒木1634-2
おおくま博文後援会	大熊 博文	大熊 雅恵	久留米市田主丸町上原102-1
大峰重美後援会	大峰 重美	大峰 康男	福津市津屋崎4-18-3
末吉たかし後援会	末吉 孝	小田 昭人	宗像市日の里5-3-89 (67-204)
政治結社日本雄志会	林 真治	坂口 公太	福岡市西区金武2134
全国勤労者福祉協議会	西本 始	下村 時男	田川郡川崎町大字川崎1899-3
辻本一夫後援会	辻本 一夫	生野 篤	遠賀郡芦屋町幸町6番45号
都市政府会議	清田 進	清田 福子	福岡市東区大岳3-21-1-301
西本はじめ後援会	西本 始	平川 春見	田川郡川崎町大字川崎1899-3
原口裕司後援会	原口 裕司	原口 裕司	田川郡川崎町大字池尻791-5
原田ひろし後援会	原田 博史	原田 薫	北九州市小倉北区黒原3-14-8
福岡維新の会	富永 周行	岸上幸治郎	福岡市南区高宮2-4-6-204号
福福会安藤たつひと後援会	安藤 達人	安藤健太郎	福津市中央1-3-1-504
政時喜久美後援会	政時喜久美	崎野 薫幸	田川郡川崎町大字川崎1737-1
松本世頭後援会	松本 世頭	松本 世頭	糟屋郡久山町大字山田2246-3
和神慧政塾	月足 和男	月足 和男	久留米市上津町2192-280-330

(政党以外のその他の政治団体の支部)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
佐藤のぶあき後援会久留米支部	山口 静男	尾花勇一郎	福岡県久留米市本町2-23 豊岡産業ビル3F

公安委員会

福岡県公安委員会告示第147号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成26年6月6日

福岡県公安委員会

- 講習の区分
法第2条第1項第3号に係る警備業務
- 講習の種別、期日、時間及び場所
(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年7月16日(水)から同年7月24日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年7月22日(火)から同年7月24日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

12名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という

。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成26年6月16日(月)から同年6月18日(木)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育

センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第148号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成26年6月6日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
機械警備業務管理者講習
- 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年8月19日（火）から同年8月21日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 3 受講定員
42名
- 4 受講申込手続等
- (1) 受付期間
平成26年7月7日（月）から同年7月9日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）
※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (4) 講習受講手数料
38,000円
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したも

のに限る。)を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第149号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成26年6月6日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成26年9月9日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成26年9月10日(木)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成26年8月25日（月）から同年8月27日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

(5) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同番号	ページ	欄		行	備考
					上	下		
26・5・16	3594	選挙管理委員会告示	52	18		○	3	
正					誤			

61 自由民主党福岡県北九州市門司区第五支部			
報告年月日	25.03.22		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	2,244,026円		
ア 前年繰越額	294,026円		
イ 本年収入額	1,950,000円		
(2) 支出総額	2,100,102円		
(3) 翌年への繰越額	143,924円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費 (金額・人数)	1,600,000円	32人	
イ 寄附	350,000円		
(ア) 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	350,000円		
a 個人からの寄附	50,000円		
c 政治団体からの寄附	300,000円		
合計	1,950,000円		
[寄附の内訳]			
c 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
市民連北九州	300,000円	北九州市小倉北区	
小計	300,000円		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	1,593,687円		
(ア) 人件費	960,000円		
(イ) 光熱水費	96,783円		
(ウ) 備品・消耗品費	279,542円		
(エ) 事務所費	257,362円		
イ 政治活動費	506,415円		
(ア) 組織活動費	499,400円		
(カ) その他の経費	7,015円		
合計	2,100,102円		
平成24年分収支報告書の要旨中、福岡市薬剤師連盟の項を次のとおり改める。			
662 福岡市薬剤師連盟			
報告年月日	25.03.28		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	25,038,015円		
ア 前年繰越額	6,278,588円		
イ 本年収入額	18,759,427円		
(2) 支出総額	16,099,550円		
(3) 翌年への繰越額	8,938,465円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			

(内容は別紙 No.61 自由民主党福岡県北九州市門司区第五支部のとおり)			
平成24年分収支報告書の要旨中、福岡市薬剤師連盟の項を次のとおり改める。			
(内容は別紙 No.662 福岡市薬剤師連盟のとおり)			
平成24年分収支報告書の要旨中、豊前築上医師連盟の項を次のとおり改める。			
(内容は別紙 No.679 豊前築上医師連盟のとおり)			
平成24年分収支報告書の要旨 (期限後提出分) 中、自由民主党八女支部の項を次のとおり改める。			
61 自由民主党福岡県北九州市門司区第五支部			
報告年月日	25.03.22		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	2,244,026円		
ア 前年繰越額	294,026円		
イ 本年収入額	1,950,000円		
(2) 支出総額	2,100,102円		
(3) 翌年への繰越額	143,924円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費 (金額・人数)	1,600,000円	32人	
イ 寄附	350,000円		
(ア) 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	350,000円		
a 個人からの寄附	50,000円		
c 政治団体からの寄附	300,000円		
合計	1,950,000円		
[寄附の内訳]			
c 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
市民連北九州	300,000円	北九州市小倉北区	
小計	300,000円		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	1,593,687円		
(ア) 人件費	960,000円		
(イ) 光熱水費	96,783円		
(ウ) 備品・消耗品費	279,542円		
(エ) 事務所費	257,362円		
イ 政治活動費	506,415円		
(ア) 組織活動費	499,400円		
(カ) その他の経費	7,015円		
合計	2,100,102円		
662 福岡市薬剤師連盟			
報告年月日	25.03.28		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	25,038,015円		
ア 前年繰越額	6,278,588円		
イ 本年収入額	18,759,427円		
(2) 支出総額	16,099,550円		
(3) 翌年への繰越額	8,938,465円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			

ア	個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	16,110,000円	1153人
オ	本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	福岡県薬剤師連盟		2,260,500円	
カ	その他の収入		388,927円	
	一件十万円未満のもの		388,927円	
合計			18,759,427円	
(2)	支出の内訳			
ア	経常経費		1,276,740円	
(ア)	人件費		540,000円	
(イ)	光熱水費		300,000円	
(ウ)	備品・消耗品費		220,000円	
(エ)	事務所費		216,740円	
イ	政治活動費		14,822,810円	
(ア)	組織活動費		687,790円	
(ウ)	機関紙誌の発行その他の事業費		300,000円	
a	機関紙誌の発行事業費		300,000円	
(オ)	寄附・交付金		13,830,400円	
(カ)	その他の経費		4,620円	
合計			16,099,550円	
平成24年分収支報告書の要旨中、豊前築上医師連盟の項を次のとおり改める。				
679	豊前築上医師連盟			
	報告年月日		25.03.28	
1	収入・支出の総額			
(1)	収入総額		3,952,304円	
ア	前年繰越額		2,558,195円	
イ	本年収入額		1,394,109円	
(2)	支出総額		2,814,017円	
(3)	翌年への繰越額		1,138,287円	
2	収入・支出の内訳			
(1)	収入の内訳			
ア	個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	1,093,878円	45人
イ	寄附		300,000円	
(ア)	寄附(政党匿名寄附を除く)	(内訳別掲)	300,000円	
c	政治団体からの寄附		300,000円	
カ	その他の収入		231円	
	一件十万円未満のもの		231円	
合計			1,394,109円	
	[寄附の内訳]			
c	政治団体からの寄附			
	(寄附者の名称)	(金額)		(事務所の所在地)
	福岡県医師連盟	300,000円		福岡市博多区
小計		300,000円		

(1)	収入総額		25,038,015円	
ア	前年繰越額		6,278,588円	
イ	本年収入額		18,759,427円	
(2)	支出総額		16,099,550円	
(3)	翌年への繰越額		8,938,465円	
2	収入・支出の内訳			
(1)	収入の内訳			
ア	個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	16,110,000円	1153人
オ	本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	福岡県薬剤師連盟		2,260,500円	
カ	その他の収入		388,927円	
	一件十万円未満のもの		388,927円	
合計			18,759,427円	
(2)	支出の内訳			
ア	経常経費		1,276,740円	
(ア)	人件費		540,000円	
(イ)	光熱水費		300,000円	
(ウ)	備品・消耗品費		220,000円	
(エ)	事務所費		216,740円	
イ	政治活動費		14,822,810円	
(ア)	組織活動費		687,790円	
(ウ)	機関紙誌の発行その他の事業費		300,000円	
a	機関紙誌の発行事業費		300,000円	
(オ)	寄附・交付金		13,830,400円	
(カ)	その他の経費		4,620円	
合計			16,099,550円	
679	豊前築上医師連盟			
	報告年月日		25.03.28	
1	収入・支出の総額			
(1)	収入総額		3,952,304円	
ア	前年繰越額		2,558,195円	
イ	本年収入額		1,394,109円	
(2)	支出総額		2,814,017円	
(3)	翌年への繰越額		1,138,287円	
2	収入・支出の内訳			
(1)	収入の内訳			
ア	個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	1,093,878円	45人
イ	寄附		300,000円	
c	政治団体からの寄附		300,000円	
カ	その他の収入		231円	
	一件十万円未満のもの		231円	
合計			1,394,109円	

<p>(2) 支出の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 経常経費 567円 ウ 備品・消耗品費 567円 イ 政治活動費 2,813,450円 ア 組織活動費 180,000円 イ 選挙関係費 300,000円 オ 寄附・交付金 1,850,000円 カ その他の経費 483,450円 合計 2,814,017円 <p>平成24年度分収支報告書の要旨（期限後提出分）中、自由民主党八女支部の項を次のとおり改める。</p>	<p>[寄附の内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> c 政治団体からの寄附 <table border="1"> <tr> <td>(寄附者の名称)</td> <td>(金額)</td> <td>(事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td>福岡県医師連盟</td> <td>300,000円</td> <td>福岡市博多区</td> </tr> </table> <p>小計 300,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 経常経費 567円 ウ 備品・消耗品費 567円 イ 政治活動費 2,813,450円 ア 組織活動費 180,000円 イ 選挙関係費 300,000円 オ 寄附・交付金 1,850,000円 カ その他の経費 483,450円 合計 2,814,017円 	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	福岡県医師連盟	300,000円	福岡市博多区
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)					
福岡県医師連盟	300,000円	福岡市博多区					

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考
					上	下		
26・5・16	3594	選挙管理委員会告示	53	21	○		3	
正					誤			
599 福岡県商工政治連盟添田支部					599 福岡県商工政治連盟添田支部			
報告年月日 25.03.28					報告年月日 25.03.28			
1 収入・支出の総額					1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額 35,000円					(1) 収入総額 35,000円			
ア 前年繰越額 0円					ア 前年繰越額 0円			
イ 本年収入額 35,000円					イ 本年収入額 35,000円			
(2) 支出総額 35,000円					(2) 支出総額 35,000円			
(3) 翌年への繰越額 0円					(3) 翌年への繰越額 0円			
2 収入・支出の内訳					2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳					(1) 収入の内訳			
イ 寄附 35,000円					イ 寄附 35,000円			
ア 寄附（政党匿名寄附を除く） 35,000円					ア 寄附（政党匿名寄附を除く） 35,000円			
a 個人からの寄附 35,000円					a 個人からの寄附 35,000円			
合計 35,000円					合計 35,000円			
(2) 支出の内訳					(2) 支出の内訳			

イ 政治活動費	35,000円	イ 政治活動費	35,000円
(オ) 寄附・交付金	35,000円	(オ) 寄附・交付金	35,000円
合計	35,000円	合計	35,000円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出)	35,000円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出)	35,000円

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
26・4・11	3586	告示	391	5	○		12	追加	([○] 国有林及び [○] 重要流域)	(重要流域)
26・4・18	3588	告示	404	3	○		9	追加及び 削除	^{○○○} 643、599・600・613	599・600・613・ ^{●●●} 643
									(以上 [○] 7筆)	(以上 [●] 8筆)